

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の設置の許可
法令の定め	<p>◎第8条</p> <p>第1項 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>※ 浄化槽法第2条第1号及び第6条の2第1項 記載省略</p> <p>第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>第2号 一般廃棄物処理施設の設置の場所</p> <p>第3号 一般廃棄物処理施設の種類</p> <p>第4号 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</p> <p>第5号 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</p> <p>第6号 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>第7号 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</p> <p>第8号 一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画</p> <p>第9号 その他環境省令で定める事項</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第3項 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第4項 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあっては、第2項の申請書)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>第5項 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。</p> <p>第6項 第4項の規定による告示があったときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>◎第8条の2</p> <p>第1項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>第1号 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略</p>

第2号 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

※ 環境省令 記載省略

第3号 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

※ 環境省令 記載省略

第4号 申請者が第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

第2項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係るごみ処理施設（政令で定めるものに限る。以下この項及び第15条の2第2項において同じ。）の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。以下この項及び第15条の2第2項において同じ。）の過度の集中により大気環境基準（ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であって、政令で定めるものをいう。第15条の2第2項において同じ。）の確保が困難となると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

※ 政令 記載省略

第3項 都道府県知事は、前条第1項の許可（同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

※ 環境省令 記載省略

第4項 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

◎第7条

第5項 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第1号～第3号 記載省略

第4号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第

	<p>5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。</p> <p>ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号8において同じ。）がイからチまでのいずれかに該当する者</p> <p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>※ 関係法令等 記載省略</p> <p>◎施行令第5条</p> <p>第1項 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする。</p> <p>第2項 法第8条第1項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」という。）にあっては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。</p> <p>※ 公有水面埋立法第2条第1項及び同法第42条第1項 記載省略</p> <p>◎施行令第5条の2</p> <p>法第8条第4項の政令で定める一般廃棄物処理施設は、前条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>① 法施行令第5条の2で定める施設</p> <p>総期間 104日 } [注：閉庁日及び意見書の提出期限の日から専門的知識を有する者からの意見聴取を終了する日までの期間は含まない。]</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 104日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p> <p>② ①以外の施設</p> <p>総期間 60日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 60日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課</p> <p>産業廃棄物係 } [電話番号：011-231-4111（24-326）]</p> <p style="text-align: right;">011-204-5199（ダイヤルイン）</p>
備考	<p>①北海道においては「廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針」を定めておりますので、詳しくは各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は環境生活部環境局循環型社会推進課までお問い合わせください。</p> <p>②札幌市、函館市及び旭川市内において一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、知事の許可</p>

ではなく、それぞれの市長の許可が必要となります。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第8条の2第5項、第9条第2項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の設置の使用前検査、一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査
法令の定め	<p>◎第8条の2 第1項及び第2項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照） 第5項 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>◎第9条 第2項 第8条第3項から第6項まで及び第8条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第6項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第7項の規定は、この項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。</p> <p>◎施行規則第4条の4 第1項 法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 第2号 設置場所 第3号 許可の年月日及び許可番号 第4号 竣功の年月日 第5号 使用開始予定年月日 第2項 前項の申請書には、竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 20日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 — 日（ — ） 協議機関 — 日（ — ） 処分機関 20日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン） 〕</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第8条の2の2第1項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の定期検査
法令の定め	<p>◎第8条の2の2</p> <p>第1項 第8条第1項の許可(同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>◎施行規則第4条の4の2</p> <p>法第8条の2の2第1項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 一般廃棄物処理施設の設置の場所</p> <p>三 一般廃棄物処理施設の種類</p> <p>四 許可の年月日及び許可番号</p> <p>◎施行規則第4条の4の3</p> <p>法第8条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、法第8条の2第5項の検査を受けた日、直近において行われた法第9条第2項において準用する法第8条の2第5項の検査を受けた日又は直近において行われた法第8条の2の2第1項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内とする。</p> <p>◎施行規則第4条の4の4</p> <p>都道府県知事は、法第8条の2の2第1項の検査を行ったときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 25日(注:閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日(-)</p> <p>協議機関 - 日(-)</p> <p>処分機関 25日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課)</p>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号:011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)〕</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の変更の許可
法令の定め	<p>◎第9条</p> <p>第1項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第2項 第8条第3項から第6項まで及び第8条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第6項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第7項の規定は、この項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。</p> <p>◎第8条(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</p> <p>◎第8条の2第1項から第4項まで(一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</p> <p>◎第8条の2第5項(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の項を参照)</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>① 法施行令第5条の2で定める施設</p> <p>総期間 104日 (注:閉庁日及び意見書の提出期限の日から専門的知識を有する者からの意見聴取を終了する日までの期間は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 104日 ((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p> <p>② ①以外の施設</p> <p>総期間 60日 (注:閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 60日 ((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 (電話番号:011-231-4111(24-326))</p> <p>産業廃棄物係 (011-204-5199(ダイヤルイン))</p>
備考	<p>①北海道においては「廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針」を定めておりますので、詳しくは各(総合)振興局保健環境部環境生活課又は環境生活部環境局循環型社会推進課までお問い合わせください。</p> <p>②札幌市、函館市及び旭川市内において設置した一般廃棄物処理施設の変更をしようとする場合には、知事の許可ではなく、それぞれの市長の許可が必要となります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki_jun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第9条第5項、第9条の2の3第2項
許認可等の種類	一般廃棄物最終処分場（許可施設）の廃止の確認
法令の定め	<p>◎第9条</p> <p>第5項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略</p> <p>◎第8条第1項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照）</p> <p>◎第9条の2の3</p> <p>第1項 一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場について第8条第1項の許可を受けた者が前条第1項又は第2項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（次項において「旧設置者等」という。）は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第8条の2の2第1項、第8条の3、第8条の4、第9条の2第1項及び第9条の4の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお第8条第1項の許可を受けた者と、第18条第1項、第19条第1項及び第21条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお第9条の4に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第21条の2第1項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。</p> <p>第2項 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>◎施行規則第5条の5の2</p> <p>第1項 法第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>※ 以下省略</p> <p>◎施行規則第5条の5の2の2</p> <p>第1項 法第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けようとする者は、前条第1項第1号から第3号まで、第5号から第12号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>※ 以下省略</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 20日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 - 日（ - ） 協議機関 - 日（ - ） 処分機関 20日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係

申請先等	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号：011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン)〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第9条の2の4第1項
許認可等の種類	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定
法令の定め	<p>◎第9条の2の4</p> <p>第1項 第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収(廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>第1号 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>第2号 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <hr/> <p>◎施行規則第5条の5の5</p> <p>第1項 法第9条の2の4第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>第2号 熱回収施設の設置の場所</p> <p>第3号 当該熱回収施設における熱回収(法第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)に必要な設備に関する次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ 設備の種類及びその設備の能力ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画ハ 設備の維持管理に関する計画 <p>第4号 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画</p> <ul style="list-style-type: none">イ 当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類ロ 熱回収の方法ハ 次の算式により算定した年間の熱回収率 <p>※ 算式は省略</p> <p>第5号 当該熱回収施設に係る法第8条第1項の許可の年月日及び許可番号</p> <p>第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>第1号 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</p> <p>第2号 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類</p> <p>第3号 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する前項第4号イからハマまでに掲げる事項を記載した書類</p> <p>第4号 当該熱回収施設について法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類</p> <hr/> <p>◎施行規則第5条の5の6</p> <p>第1項 法第9条の2の4第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1号 第4条に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。</p> <p>第2号 発電の用に供する熱回収施設にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあっては、発電機が設けられていることをもって足りる。</p> <p>第3号 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあっては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。</p> <p>第4号 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</p>

	<p>◎施行規則第5条の5の7</p> <p>第1項 法第9条の2の4第1項第2号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1号 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。</p> <p>イ 第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、10パーセント以上であること。</p> <p>ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。</p> <p>第2号 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 40日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 10日（各（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p> <p>協議機関 ー日（ー）</p> <p>処分機関 30日（環境生活部環境局循環型社会推進課）</p>
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>（ 電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン） ）</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第9条の3第11項
許認可等の種類	一般廃棄物最終処分場（届出施設）の廃止の確認
法令の定め	<p>◎第9条の3 第11項 第9条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、（途中省略）同条第4項及び第5項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。</p> <p>◎第6条の2第1項 第1項 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。（途中省略））しなければならない。</p> <p>◎第8条第2項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照）</p> <p>◎第9条第5項（一般廃棄物最終処分場（許可施設）の廃止の確認の項を参照）</p> <p>◎第9条の3 第1項 市町村は、第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ※ 環境省令 記載省略</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 25日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 5日（（総合）振興局保健環境部環境生活課） 協議機関 ー日（ー） 処分機関 20日（環境生活部環境局循環型社会推進課）
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン）〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第9条の5第1項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可
法令の定め	<p>◎第9条の5</p> <p>第1項 第8条第1項の許可を受けた者（第3項及び次条第1項において「許可施設設置者」という。）から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第2項 第8条の2第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>第3項 第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。</p> <p>◎第8条第1項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照）</p> <p>◎第8条の2第1項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照）</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 20日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 ー日（ー） 協議機関 ー日（ー） 処分機関 20日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン）〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第9条の6第1項
許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併・分割の認可
法令の定め	<p>◎法第9条の6</p> <p>第1項 許可施設設置者又は第9条の3の3第1項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の合併の場合（許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限り。）において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。</p> <p>第2項 第8条の2第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>◎法第8条の2第1項（一般廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照）</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 20日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 ー日（ ー ）</p> <p>協議機関 ー日（ ー ）</p> <p>処分機関 20日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン） 〕</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)
根拠条項	第 1 2 条の 7 第 1 項
許認可等の種類	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定
法令の定め	<p>◎法第 1 2 条の 7</p> <p>二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域(運搬のみを行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>◎施行規則第 8 条の 3 8 の 2</p> <p>法第 1 2 条の 7 第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準は、同項に規定する二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は出資を保有していること。</p> <p>ロ その役員(第二条第七号に規定する役員をいう。)又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員(これに準ずる者を含む。第 8 条の 3 8 の 5 第 2 項第 4 号及び第 4 項第 5 号において同じ。)として派遣していること。</p> <p>ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であつて、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。</p> <p>◎施行規則第 8 条の 3 8 の 3</p> <p>法第 1 2 条の 7 第 1 項第 2 号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。以下この条から第 8 条の 3 8 の 1 1 までにおいて同じ。)に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。</p> <p>二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。</p> <p>三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。</p> <p>四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。</p> <p>五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。</p> <p>六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。</p>

	<p>七 法第14条第5項第2号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと。</p> <p>八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>九 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。</p> <p>イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>(2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>十 その他環境大臣が定める基準に適合していること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 未設定（過去に処分実績がなく、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため）</p> <p>経由機関 ー 日（ ー ）</p> <p>協議機関 ー 日（ ー ）</p> <p>処分機関 ー 日（ ー ）</p>
処分担当課	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号：011-231-4111（24-323） 011-204-5199（ダイヤルイン）〕</p>
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki_jun.htm

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年(2020年) 6 月 2 2 日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)
根拠条項	第 1 2 条の 7 第 7 項
許認可等の種類	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定事項の変更認定
法令の定め	<p>◎法第 1 2 条の 7 第 7 項 第 1 項の認定を受けた者は、第 2 項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>◎法第 1 2 条の 7 第 8 項 第 3 項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>◎法第 1 2 条の 7 第 3 項 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の項参照。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 未設定(過去に処分実績がなく、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため)</p> <p>経由機関 ー 日 (ー)</p> <p>協議機関 ー 日 (ー)</p> <p>処分機関 ー 日 (ー)</p>
処分担当課	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号: 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)〕</p>
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条第1項
許認可等の種類	産業廃棄物収集運搬業の許可
法令の定め	<p>◎第14条第1項 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>◎第14条第5項 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者</p> <p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）</p> <p>ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>◎施行規則第10条 法第14条第5項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設に係る基準</p> <p>イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 - 日（ - ）</p> <p>協議機関 - 日（ - ）</p> <p>処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係

申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン) 〕
備考	許可の更新の申請にあつては、許可の有効期限の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。 許可の有効期限の日の1ヶ月前以降に申請された場合は、許可の有効期限までに許可できない場合があります。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条第6項
許認可等の種類	産業廃棄物処分業の許可
法令の定め	<p>◎第14条第6項 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>◎第14条第10項 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>◎第14条第5項第2号 産業廃棄物収集運搬業の許可の項参照。</p> <p>◎施行規則第10条の5 法第14条第10項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。</p>

	<p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 ー 日（ ー ）</p> <p>協議機関 ー 日（ ー ）</p> <p>処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号 011-231-4111（24-323） 011-204-5199（ダイヤルイン） 〕</p>
備考	<p>許可の更新の申請にあつては、許可の有効期限の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。</p> <p>許可の有効期限の日の1ヶ月前以降に申請された場合は、許可の有効期限までに許可できない場合があります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年規則第20号）
根拠条項	施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号 施行細則第5条
許認可等の種類	再生利用業者の指定
法令の定め	◎施行規則第9条第2号 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの ◎施行規則第10条の3第2号 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの ◎施行細則第5条第1項 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定（以下「再生利用業指定」という。）を受けようとする者は、別記第16号様式の再生利用業指定申請書により、知事に申請しなければならない。
審査基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について（平成6年4月1日付け衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（改正：平成11年3月15日衛産第18号））」に従い、処分が決定される。 第4 個別指定の基準 指定は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから、都道府県知事が審査を行い、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）について、次の要件を満たしている場合であつて、産業廃棄物処理業の許可を不要とする必要があり、かつ、適当であると判断される場合に限って、行われるものであること。 1 再生輸送業者 対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。 ① 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることはないこと。 ② 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。 ③ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。 ④ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。 ⑤ 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 2 再生活用業者 対象産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。 ① 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。 ② 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第1号ロ（1）又は同条第2号ロ（1）に掲げる要件に適合する者とみなすこと。

	<p>③ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。</p> <p>④ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。</p> <p>⑤ 再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適正に遂行できること。</p> <p>⑥ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。</p> <p>⑦ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑧ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p>
標準処理期間	<p>総 期 間 40日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 10日（ ）</p> <p>協議機関 ー 日（ ー ）</p> <p>処分機関 30日（環境生活部環境局循環型社会推進課）</p>
処分担当課	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン) 〕</p>
申請先	環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号 011-231-411 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン) 〕</p>
備考	<p>指定の更新の申請にあつては、指定期限の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。</p> <p>指定期限の日の1ヶ月前以降に申請された場合は、指定期限までに許可できない場合があります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条の2第1項
許認可等の種類	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可
法令の定め	<p>◎第14条の2第1項 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。</p> <p>◎第14条の2第2項 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。</p> <p>◎第14条第5項、第10項 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の項参照。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 30日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 ー日（ ー ） 協議機関 ー日（ ー ） 処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条の4第1項
許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
法令の定め	<p>◎第14条の4第1項</p> <p>特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>◎第14条の4第5項</p> <p>都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>◎第14条第5項第2号</p> <p>産業廃棄物収集運搬業の許可の項参照。</p> <p>◎施行規則第10条の13</p> <p>法第14条の4第5項第1号（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設に係る基準</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ロ 廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。</p> <p>ハ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。</p> <p>ホ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。</p> <p>へ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。</p>

	<p>(1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項</p> <p>(2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い</p> <p>(3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置</p> <p>(4) 緊急時における連絡の方法</p> <p>ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 ー 日（ ー ）</p> <p>協議機関 ー 日（ ー ）</p> <p>処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン) 〕</p>
備考	<p>許可の更新の申請にあつては、許可の有効期限の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。</p> <p>許可の有効期限の日の1ヶ月前以降に申請された場合は、許可の有効期限までに許可できない場合があります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条の4第6項
許認可等の種類	特別管理産業廃棄物処分業の許可
法令の定め	<p>◎第14条の4第6項 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。)その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>◎第14条の4第10項 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>◎第14条第5項第2号 産業廃棄物収集運搬業の許可の項参照。</p> <p>◎施行規則第10条の17 法第14条の4第10項第1号（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。</p> <p>(5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(6) 廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(7) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(8) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業とし</p>

	<p>て行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(9) シアン化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(10) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるもの限り、（8）及び（9）に掲げるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(11) その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であつて、必要な附帯設備を備えたものを有すること。</p> <p>(12) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>二 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>								
審査基準	上記法令の規定に適合していること。								
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>30日（注：閉庁日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>—日（—）</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>—日（—）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</td> </tr> </table>	総期間	30日（注：閉庁日は含まない。）	経由機関	—日（—）	協議機関	—日（—）	処分機関	30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）
総期間	30日（注：閉庁日は含まない。）								
経由機関	—日（—）								
協議機関	—日（—）								
処分機関	30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）								
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係								
申請先	同上								
問い合わせ先	<table border="0"> <tr> <td>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</td> <td rowspan="2"> { 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン) </td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係	{ 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)						
環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係	{ 電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)								
備考	<p>許可の更新の申請にあつては、許可の有効期限の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。</p> <p>許可の有効期限の日の1ヶ月前以降に申請された場合は、許可の有効期限までに許可できない場合があります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm</p>								

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第14条の5第1項
許認可等の種類	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可
法令の定め	<p>◎第14条の5第1項 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。</p> <p>◎第14条の5第2項 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。</p> <p>◎第14条の4第5項、第10項 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可の項参照。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 ー日（ ー ）</p> <p>協議機関 ー日（ ー ）</p> <p>処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号 011-231-4111 (24-323) 011-204-5199 (ダイヤルイン)〕</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条文	第15条第1項
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の設置の許可
法令の定め	<p>◎第15条</p> <p>第1項 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>第2号 産業廃棄物処理施設の設置の場所</p> <p>第3号 産業廃棄物処理施設の種類</p> <p>第4号 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>第5号 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</p> <p>第6号 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>第7号 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</p> <p>第8号 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画</p> <p>第9号 その他環境省令で定める事項</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第3項 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第4項 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第2項の申請書)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>第5項 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。</p> <p>第6項 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>◎第15条の2</p> <p>第1項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>第1号 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>※ 環境省令で定める技術上の基準 記載省略</p> <p>第2号 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。</p> <p>※ 環境省令 記載省略</p> <p>第3号 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるもの</p>

として環境省令で定める基準に適合するものであること。

※ 環境省令 記載省略

第4号 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

第2項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

第3項 都道府県知事は、前条第1項の許可(同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

※ 環境省令 記載省略

第4項 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

第5項 前条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

◎第14条第5項(産業廃棄物収集運搬業の許可の項を参照)

◎施行令第7条

第1項 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

第1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの

第2号 汚泥の乾燥施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートル(天日乾燥施設にあつては、100立方メートル)を超えるもの

第3号 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)

第5号 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)

イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの

第7号 廃プラスチック類の破砕施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

第8号 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第8号の2 第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破砕施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

第9号 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

※ 別表 記載省略

第10号 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

第10号の2 廃水銀等の硫化施設

第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第11号の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

第12号 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

第12号の2 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

第13号 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

第13号の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

第14号 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

	<p>イ 第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所</p> <p>※ 第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで、第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)まで</p> <p>記載省略</p> <p>ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。)</p> <p>ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)</p> <p>◎施行令第7条の2</p> <p>法第15条第4項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号までに掲げるものとする。</p>
<p>審査基準</p>	<p>上記法令の規定に適合していること。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>① 施行令第7条の2で定める施設</p> <p>総期間 104日 (注：閉庁日及び意見書の提出期限の日から専門的知識を有する者からの意見聴取を終了する日までの期間は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 104日 ((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p> <p>② ①以外の施設</p> <p>総期間 60日 (注：閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日 (-)</p> <p>協議機関 - 日 (-)</p> <p>処分機関 60日 ((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p>
<p>処分担当課</p>	<p>各(総合) 振興局保健環境部環境生活課地域環境係</p>
<p>申請先</p>	<p>同上</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 (電話番号：011-231-4111 (24-326) 011-204-5199 (ダイヤルイン))</p>
<p>備考</p>	<p>①北海道では、特定の施設に関して「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可申請の前に、事業計画書の提出を求めていますので、詳しくは各(総合) 振興局保健環境部環境生活課又は環境生活部環境局循環型社会推進課までお問い合わせください。</p> <p>②札幌市、函館市及び旭川市内において産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、知事の許可ではなく、それぞれの市長の許可が必要となります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条文	第15条の2第5項、第15条の2の6第2項
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の設置の使用前検査及び産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査
法令の定め	◎第15条の2第5項(産業廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照) ◎第15条の2の6 第2項 第15条第3項から第6項まで及び第15条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。 ◎第15条(産業廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 20日(注:閉庁日は含まない。) 経由機関 -日(-) 協議機関 -日(-) 処分機関 20日((総合)振興局保健環境部環境生活課)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号:011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第15条の2の2第1項
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の定期検査
法令の定め	<p>◎第15条の2の2</p> <p>第1項 産業廃棄物処理施設の設置者(第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。)は、当該産業廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前条第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <hr/> <p>◎施行規則第12条の5の2</p> <p>法第15条の2の2第1項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第20号の2による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 三 産業廃棄物処理施設の種類 四 許可の年月日及び許可番号 <hr/> <p>◎施行規則第12条の5の3</p> <p>法第15条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、法第15条の2第5項の検査を受けた日、直近において行われた法第15条の2の6第2項において準用する法第15条の2第5項の検査を受けた日又は直近において行われた法第15条の2の2第1項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内とする。</p> <p>◎施行規則第12条の5の4</p> <p>都道府県知事は、法第15条の2の2第1項の検査を行ったときは、様式第20号の3による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 25日(注:閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日(-)</p> <p>協議機関 - 日(-)</p> <p>処分機関 25日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課)</p>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>電話番号:011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条文	第15条の2の6第1項
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の変更の許可
法令の定め	<p>◎第15条の2の6</p> <p>第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>※ 環境省令(記載省略)</p> <p>第2項 (産業廃棄物処理施設の設置の使用前検査及び産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査の項を参照)</p> <p>◎第15条(産業廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>① 施行令第7条の2で定める施設</p> <p>総期間 104日 [注: 閉庁日及び意見書の提出期限の日から専門的知識を有する者からの意見聴取を終了する日までの期間は含まない。]</p> <p>経由機関 - 日(-)</p> <p>協議機関 - 日(-)</p> <p>処分機関 104日((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p> <p>② ①以外の施設</p> <p>総期間 60日(注: 閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 - 日(-)</p> <p>協議機関 - 日(-)</p> <p>処分機関 60日((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p>
処分担当課	各(総合) 振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>[電話番号: 011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)]</p>
備考	<p>①北海道では、特定の施設に関して「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請の前に、事業計画書の提出を求めていますので、詳しくは各(総合) 振興局保健環境部環境生活課又は環境生活部環境局循環型社会推進課までお問い合わせください。</p> <p>②札幌市、函館市及び旭川市内において設置した産業廃棄物処理施設の変更をしようとする場合には、知事の許可ではなく、それぞれの市長の許可が必要となります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条文	第15条の2の6第3項、第15条の3の2第2項
許認可等の種類	産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認
法令の定め	<p>◎第15条の2の6 第3項 第9条第3項から第7項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項ただし書」とあるのは「第15条の2の6第1項ただし書」と、「同条第2項第1号」とあるのは「第15条第2項第1号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第4項及び第5項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第6項中「第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又チ」とあるのは「第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(第7条第5項第4号イ若しくはチ又は第14条第5項第2号ロ」と、同条第7項中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(第7条第5号第4号イに係るものに限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>◎第9条第5項(一般廃棄物最終処分場(許可施設)の廃止の確認の項を参照)</p> <p>◎第15条の3の2 第1項 産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第15条第1項の許可を受けた者が前条の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第15条の2の2第1項、第15条の2の3、第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の4、第15条の2の7、第15条の4において読み替えて準用する第9条の4、第18条第1項、第19条第1項及び第21条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお産業廃棄物処理施設の設置者と、第21条の2第1項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。 第2項 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第15条の2の6第3項において読み替えて準用する第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 20日(注:閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 -日(-)</p> <p>協議機関 -日(-)</p> <p>処分機関 20日((総合) 振興局保健環境部環境生活課)</p>
処分担当課	各(総合) 振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 { 電話番号: 011-231-4111 (24-326) }

	産業廃棄物係 (011-204-5199 (ダイヤルイン))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第15条の3の3第1項
許認可等の種類	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定
法令の定め	<p>◎第15条の3の3</p> <p>第1項 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>第1号 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>第2号 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <hr/> <p>◎施行規則第12条の11の5</p> <p>第1項 法第15条の3の3第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第25号の2による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>第2号 熱回収施設(法第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第12条の11の7までにおいて同じ。)の設置の場所</p> <p>第3号 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ 設備の種類及びその設備の能力ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画ハ 設備の維持管理に関する計画 <p>第4号 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画</p> <ul style="list-style-type: none">イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類ロ 熱回収の方法ハ 第5条5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率 <p>第5号 当該熱回収施設に係る法第15条第1項の許可の年月日及び許可番号</p> <p>第2項 前項の申請書については、第5条5の5第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「前項第4号イからハまで」とあるのは「第12条の11の5第1項第4号イからハまで」と、同項第4号中「法第8条第1項」とあるのは、「法第15条第1項」と読み替えるものとする。</p> <hr/> <p>◎施行規則第5条の5の5</p> <p>第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>第1号 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</p> <p>第2号 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類</p> <p>第3号 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する前項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類</p> <p>第4号 当該熱回収施設について法第1項の許可を受けていることを証する書類</p> <hr/> <p>◎施行規則第12条の11の6</p> <p>第1項 法第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1号 第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。</p> <p>第2号 発電の用に供する熱回収施設にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもつて足りる。</p>

	<p>第3号 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。</p> <p>第4号 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</p> <hr/> <p>◎施行規則第12条の11の7</p> <p>第1項 法第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>第1号 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。</p> <p>イ 第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、10パーセント以上であること。</p> <p>ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。</p> <p>第2号 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>総期間 40日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 10日（各（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p> <p>協議機関 ー日（ー）</p> <p>処分機関 30日（環境生活部環境局循環型社会推進課）</p>
処分担当課	環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>（電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン））</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第15条の4
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可
法令の定め	<p>◎第15条の4 第9条の4の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第9条の5から第9条の7までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第9条の4中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第9条の5第1項中「第8条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項及び第9条の6第2項中「第8条の2第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>◎第9条の5 第1項から第3項まで(一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可の項を参照)</p> <p>◎第15条第1項(産業廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</p> <p>◎第15条の2第1項(産業廃棄物処理施設の設置の許可の項を参照)</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 30日(注:閉庁日は含まない。) 経由機関 ー日(ー) 協議機関 ー日(ー) 処分機関 30日((総合)振興局保健環境部環境生活課)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号:011-231-4111(24-326) 011-204-5199(ダイヤルイン)〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki.jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
根拠条項	第15条の4
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の合併・分割の認可
法令の定め	◎第15条の4（産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可の項を参照） ◎第9条の6（一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併・分割の認可の項を参照）
審査基準	上記法令の規定に適合していること。
標準処理期間	総期間 30日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 ー日（ ー ） 協議機関 ー日（ ー ） 処分機関 30日（（総合）振興局保健環境部環境生活課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係 〔電話番号：011-231-4111（24-326） 011-204-5199（ダイヤルイン）〕
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsaki jun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)6月22日作成)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根拠条項	第20条の2第1項
許認可等の種類	廃棄物再生事業者の登録
法令の定め	<p>◎第20条の2第1項</p> <p>廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>◎施行規則第16条の2(廃棄物再生事業者の登録基準)</p> <p>法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。</p> <p>二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。</p> <p>イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設</p> <p>ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設</p> <p>ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設</p> <p>ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設</p> <p>ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設</p> <p>三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。</p> <p>四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること、</p> <p>五 その他事業を適正に行うことができる者であること。</p>
審査基準	上記法令の規定に適合していること及び廃棄物再生事業者登録事務取扱要領第3の規程に基づき登録の可否を決定する。(別紙参照)
標準処理期間	<p>総期間 24日(注:閉庁日は含まない。)</p> <p>経由機関 10日(環境生活部環境局循環型社会推進課)</p> <p>協議機関 ー日(ー)</p> <p>処分機関 14日(環境生活部環境局循環型社会推進課)</p>
処分担当課	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号:011-231-4111(24-323) 011-204-5199(ダイヤルイン)〕</p>
申請先	同上
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課 産業廃棄物係</p> <p>〔電話番号:011-231-4111(24-323) 011-204-5199(ダイヤルイン)〕</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/shinsakijun.htm

廃棄物再生事業者登録事務取扱要領

環境生活部環境局循環型社会推進課

第1 目的

この事務取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 登録

北海道の区域内において、廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして第3に規定する登録基準に適合するときは、その事業場ごとに北海道知事（以下「知事」という。）の登録を受けることができる。

第3 登録基準

第2に規定する廃棄物再生事業者の登録基準は、次の各号に定める。

(1) 規則第16条の2第1号から第3号までに規定する施設を有すること。

ただし、規則第16条の2第2号ホの施設にあっては、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

ア 法第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項に基づく廃棄物の処分業の許可（中間処理に限る。）の許可を有する者であって、その業の用に供する施設であること。

イ 規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく指定を受けている者であって、その業の用に供する施設であること。

(2) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(3) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

第4 登録申請

1 施行令第17条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、細則別記第27号様式の廃棄物再生事業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）に必要な事項を記載して知事に提出しなければならない。

2 登録申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業場の位置を示す位置図及び事業の用に供する施設の設備の位置を示す平面図

(2) 事業計画の概要を記載した書類（第1号様式）

(3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(4) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(6) 申請者の業務経歴を記載した書類（第2号様式）

(7) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている場合には、当該許可証の写し

(8) 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）第3条第1項の規定による許可

(以下「金属くず回収業の許可」という。)受けている場合には、当該許可証の写し

(9) 法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し

(10) 法第14条第1項若しくは第6項に規定する産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可又は法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し

(11) 規則第2条第2号規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく再生利用の指定を受けている場合には、当該指定証の写し

(12) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類(第3号様式)

(13) 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(ただし、第9号及び第10号に規定する書類のいずれかを添付する場合には、提出を省略することができる。)

(14) 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(ただし、第9号及び第10号に規定する書類のいずれかを添付する場合には、提出を省略することができる。)

3 事業の用に供する施設のうち機械装置等に関するものについては、その構造を明らかにする写真等をもって、前項第3号に掲げる書類に代えることができるものとする。

なお、対象となる廃棄物の種類が複数の場合は、原則として、前項第2号及び第3号に規定する書類を廃棄物の種類ごとに整理し添付するものとする。

4 登録申請書は、循環型社会推進課に提出しなければならない。

第5 登録手数料

申請者は、北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)に定める手数料を納付しなければならない。

第6 登録申請書の受理

循環型社会推進課は、第4の規定により登録の申請があったときは、登録申請書の記載内容、添付書類、収入証紙のちょう付及び消印等を確認の上、受理するものとする。

なお、記載もれや誤記など記載内容に不備がある登録申請書、必要な書類が添付されていない申請及びその他の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に、登録申請書の補正及び書類の整備を求める。

第7 北海道警察への通知等

循環型社会推進課は、金属くず回収業の許可を有する者からの登録申請書を受理したときは、第4号様式により事業場を所管する警察署に通知するとともに、当該警察署から当該登録に関する意見があった場合には適切に対応するものとする。

第8 審査及び現地調査の実施

1 循環型社会推進課は、登録申請書を受理したときは、登録申請書及び添付書類の内容を審査するとともに、当該事業場所在地を所管する(総合)振興局に現地調査の実施を依頼する。

2 循環型社会推進課は、廃棄物再生事業者登録申請に係る審査票(第5-1号様式)により、第3に規定する登録基準の適合の審査を行う。

3 (総合)振興局は、廃棄物再生事業者登録申請に係る現地調査票(第5-2号様式)により現地調査を実施し、その結果を速やかに循環型社会推進課へ報告するものとする。

第9 登録の実施

- 1 知事は、第8の審査及び現地調査の結果、第3に規定する登録基準に適合しない場合を除き、登録しなければならない。
- 2 知事は、登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録簿（第6号様式）に必要事項を記載するものとする。
- 3 知事は、当該申請が第3に規定する登録基準に適合せず、又は申請者が当該申請の補正に応じない場合は、北海道行政手続条例（平成7年条例第19号）の規定に基づき登録を拒否するとともに、当該拒否の理由を付して、当該申請者に通知しなければならない。

第10 登録証明書

知事は、登録をしたときは、細則別記第28号様式の廃棄物再生事業者登録証明書（以下「登録証明書」という。）を当該登録を受けた申請者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）に交付するものとする。

第11 変更の届出

- 1 施行令第20条に規定する変更の届出は、細則別記第29号様式の登録廃棄物再生事業者登録事項変更届（以下「変更届」という。）により知事に届け出なければならない。
- 2 変更届に添付する書類は、第4第2項及び第3項の規定を準用する。
この場合、当該変更に係る事項を証明する書類のみを添付するものとする。
- 3 第1項の届出に係る登録基準、変更届の提出先、受理及び登録の変更は、第3、第4第4項、第6、第7、第8及び第9を準用する。

ただし、第8を準用する審査及び現地調査の実施は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更に係る審査票（第7-1号様式）及び登録廃棄物再生事業者登録事項変更に係る現地調査票（第7-2号様式）により行うものとする。

なお、登録廃棄物再生事業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所、事業場の名称、事務所の所在地並びに事業の用に供する施設のうち運搬施設（積替保管の場所を除く。）に係る変更の届出については、現地調査を省略することができる。

第12 登録証明書の書換申請

- 1 細則第18条に規定する書換交付は、細則別記第31号様式の廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書（以下「書換交付申請書」という。）に必要な事項を記載して知事に申請するものとする。
- 2 書換交付申請書には、細則第18条第2項に基づき、交付を受けた登録証明書を添付しなければならない。
- 3 書換交付申請書の提出先、受理及び登録証明書の交付は、第4第4項、第6及び第9を準用する。

第13 休廃止等の届出

- 1 施行令第21条に規定する事業場の廃止、休止及び再開の届出は、細則で規定する別記第30号様式の登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届（以下「休廃止等届」という。）により知事に届け出なければならない。
- 2 前項の届出のうち、廃止の届出をする場合には、細則第17条第4項に基づき、交付を受けた登録証明書を知事に返納しなければならない。
- 3 休廃止等届の提出先及び受理は、第4第4項及び第6を準用する。

第14 登録の抹消

知事は、第13の規定により廃止に係る休廃止等届出の提出があったときは、登録を抹消しなければならない。

第15 登録の取消し

- 1 知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 施行令第22条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第3に規定する登録基準に該当しなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その理由を付して、その旨を当該廃棄物再生事業者へ通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により登録の取り消しを受けた廃棄物再生事業者は、細則第17条第5項に基づき、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。

第16 登録証明書の再交付

- 1 細則第19条に規定する登録証明書の再交付は、細則別記第32号様式の廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に必要な事項を記載して知事に申請するものとする。
- 2 前項の再交付申請書には、細則第19条第2項に基づき、破損し、又は汚損した当該登録証明書を添付しなければならない。

また、前項の申請により再交付を受けた後において、亡失した登録証明書を発見したときは、細則第19条第3項に基づき、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。
- 3 前項の再交付申請書の提出先、受理及び登録証明書の交付は、第4第4項、第6項及び第9を準用する。

第17 市町村等への通知

- 1 知事は、第8、第10、第14及び第15に規定する登録の実施、登録の変更、登録の抹消及び登録の取消しを行ったとき、並びに第12に規定する休止及び再開に係る休廃止等届出を受理したときは、当該事業場所在地である市町村及び（総合）振興局にその内容を通知するものとする。
- 2 前項の登録の実施等が、金属くず回収業の許可を有する者である場合は、事業場を所管する警察署にその内容を通知するものとする。ただし、事業の用に供する施設に関する登録事項の変更を除く。

第18 登録廃棄物再生事業者の協力義務

- 1 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第4項により市町村から一般廃棄物の再生に関して協力の要請を受けたときは、それに協力するよう努めるものとする。
- 2 登録廃棄物再生事業者は、集団回収を実施している住民団体等と連携を図るなどにより、廃棄物の再生の促進に努めるものとする。

附則 この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成16年5月11日から施行する。

附則 この要領は、平成18年3月31日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年6月7日から施行する。